

**第37回  
摂津市都市計画審議会**

**令和4年8月1日**

# 令和3年11月16日第35回摂津市都市計画審議会

## 議案番号 90

### 北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる

### 特定生産緑地の指定

誤

| 地区名    | 位置       | 地積(m <sup>2</sup> ) | 図面番号 | 申出基準日    | 備考                   |
|--------|----------|---------------------|------|----------|----------------------|
| 千里丘1-2 | 千里丘7丁目地内 | 約680m <sup>2</sup>  | 5    | R4.11.30 |                      |
| 別府2-1  | 別府2丁目地内  | 約0m <sup>2</sup>    | 13   | R4.8.10  | 注)0.37m <sup>2</sup> |
| 一津屋8-2 | 一津屋2丁目地内 | 約400m <sup>2</sup>  | 18   | R4.11.30 | 一部指定                 |
|        |          |                     |      |          |                      |

正

| 地区名    | 位置       | 地積(m <sup>2</sup> ) | 図面番号 | 申出基準日    | 備考                   |
|--------|----------|---------------------|------|----------|----------------------|
| 千里丘1-2 | 千里丘7丁目地内 | 約680m <sup>2</sup>  | 5    | R4.11.30 |                      |
| 別府2-1  | 別府2丁目地内  | 約0m <sup>2</sup>    | 13   | R4.8.18  | 注)0.37m <sup>2</sup> |
| 一津屋8-2 | 一津屋2丁目地内 | 約400m <sup>2</sup>  | 18   | R4.11.30 | 一部指定                 |
|        |          |                     |      |          |                      |

**報告**  
**都市計画マスタープラン**  
**（都市計画に関する基本的な方針）**  
**の改定について**

令和4年8月1日

# ＜本日の報告内容＞

## 都市計画マスタープランの構成・改定スケジュールについて

### 1. 前回都市計画審議会での意見について

- ① まちづくりの目標・将来都市構造への意見について
- ② 周辺市の都市マスについて
- ③ その他の意見について

### 2. 全体構想について

- ① 全体構想の考え方
- ② 都市防災
- ③ まちづくり
- ④ 公共交通

# 都市計画マスタープランの構成・改定スケジュールについて

前回  
まで

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 摂津市の現状の整理

第3章 基本理念・まちづくりの目標・将来都市構造

今回

第4章 全体構想

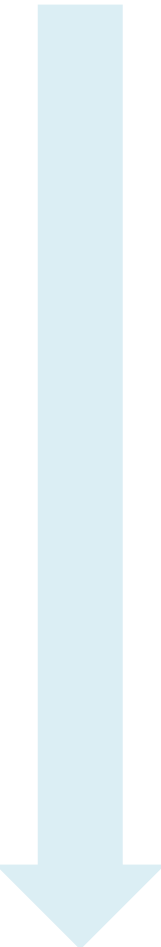
第5章 摂津市立地適正化計画 **誘導区域、誘導施設等を設定**

次回  
以降

第6章 地域別構想(地域別の方針)

**全体構想及び立地適正化計画の内容を踏まえ地域別に設定**

第7章 計画の実現に向けて



R3年度

R4年度

R5年度

第1章～第3章  
現行都市マス総括  
現状整理  
都市構造の評価  
基本理念・まちづくりの目標  
将来都市構造の設定

第4章  
全体構想  
(分野別の  
方針)  
作成

第5章・第6章  
立地適正化計画・  
地域別構想  
作成

第7章  
「計画の  
実現に  
向けて」  
作成  
素案  
とりまとめ

パブリッ  
クコメント

案作成

改定  
版公  
表



※本日

# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【① まちづくりの目標・将来都市構造への意見について】

＜安威川以北と以南の拠点の数の差について＞

＜民間が整備している場所の拠点指定について＞

「拠点」は人が集まり、多様な都市機能を集積させるエリアと考えていることから、駅を中心とした一定範囲が一つとして考えられます。

そのため、安威川以北に多くの拠点が設定されますが、安威川以南にあっては今後も住工共存のまちづくりを進めるとともに、各地区の特性に応じた地域別構想を作成し、示していきたいと考えております。


＜合併前の役場の位置が拠点になるのでは＞

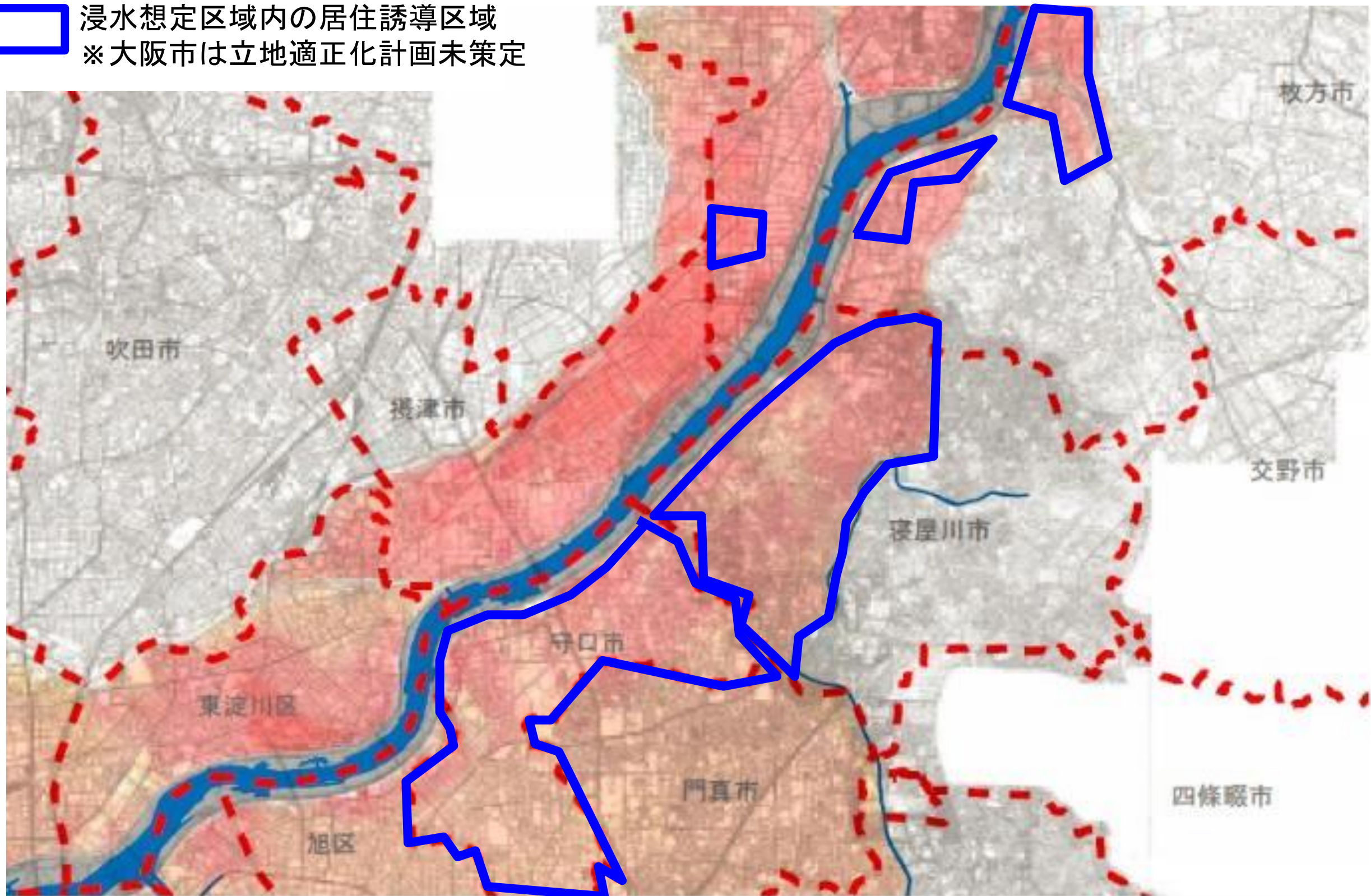
|         |          |
|---------|----------|
| 味舌村     | 味舌天満宮社務所 |
| 鳥飼村     | 鳥飼小学校    |
| 味生村 三宅村 | 個人所有地    |

各旧役場周辺において、住居を中心とするまちが形成されており、「拠点」のような人が多く集まるようなエリアではありません。

# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【② 周辺市の都市マスについて：治水対策等に関する方針の位置付け】

 浸水想定区域内の居住誘導区域  
※大阪市は立地適正化計画未策定

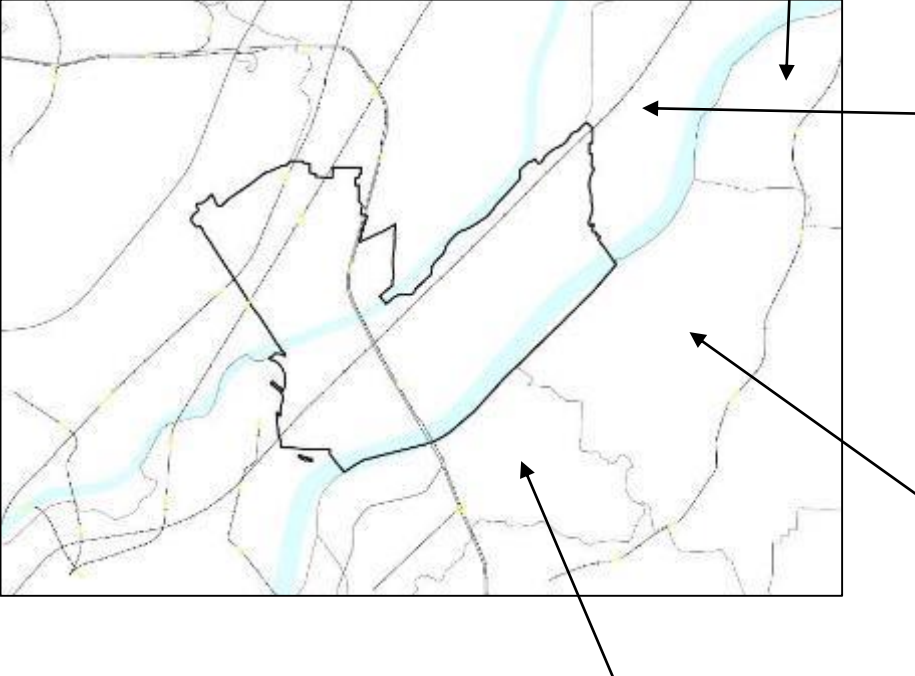


※1000年に1度の大雨を想定

出典：洪水浸水想定区域図(国土交通省)

# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【② 周辺市の都市マスについて：治水対策等に関する方針の位置付け】

|   |   |
|---|---|
| <b>枚方市</b>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・10年確率降雨への対応を目標にした雨水整備を進める</li><li>・ポンプ場の整備や下水道浸水被害軽減総合計画に基づく雨水貯留施設の整備等、公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進め、浸水被害軽減を図る</li><li>・公共・公益施設に雨水流出抑制施設を普及させるとともに透水性舗装の整備を進める</li></ul>    |
|  | <b>高槻市</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・水害や土砂災害などの災害リスクを踏まえた居住の在り方等について検討する</li><li>・更なる河川改修の促進により、水害に対する安全度向上を図る</li><li>・想定最大規模降雨を対象とした警戒避難体制の在り方について検討する</li></ul>                                   |
|   | <b>寝屋川市</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・寝屋川流域総合治水対策における貯留対策を推進するため、学校施設などに雨水貯留施設を設置する</li><li>・市内の主要な排水施設である水路などにおいて、浸水被害防止のための水路改修などを推進する</li></ul>   |
| <b>守口市</b>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・河川については、洪水などに対して安全で安心できる川づくりを目指して、関係機関と連携しながら計画的な河川改修及び市民に親しまれる水辺空間づくりを推進する</li><li>・淀川のスーパー堤防化について、まちづくり等複合的に効果のある地区での事業化にあたっては、国と連携しつつ計画区域内の住民等との調整が円滑に進むよう努める</li></ul> |

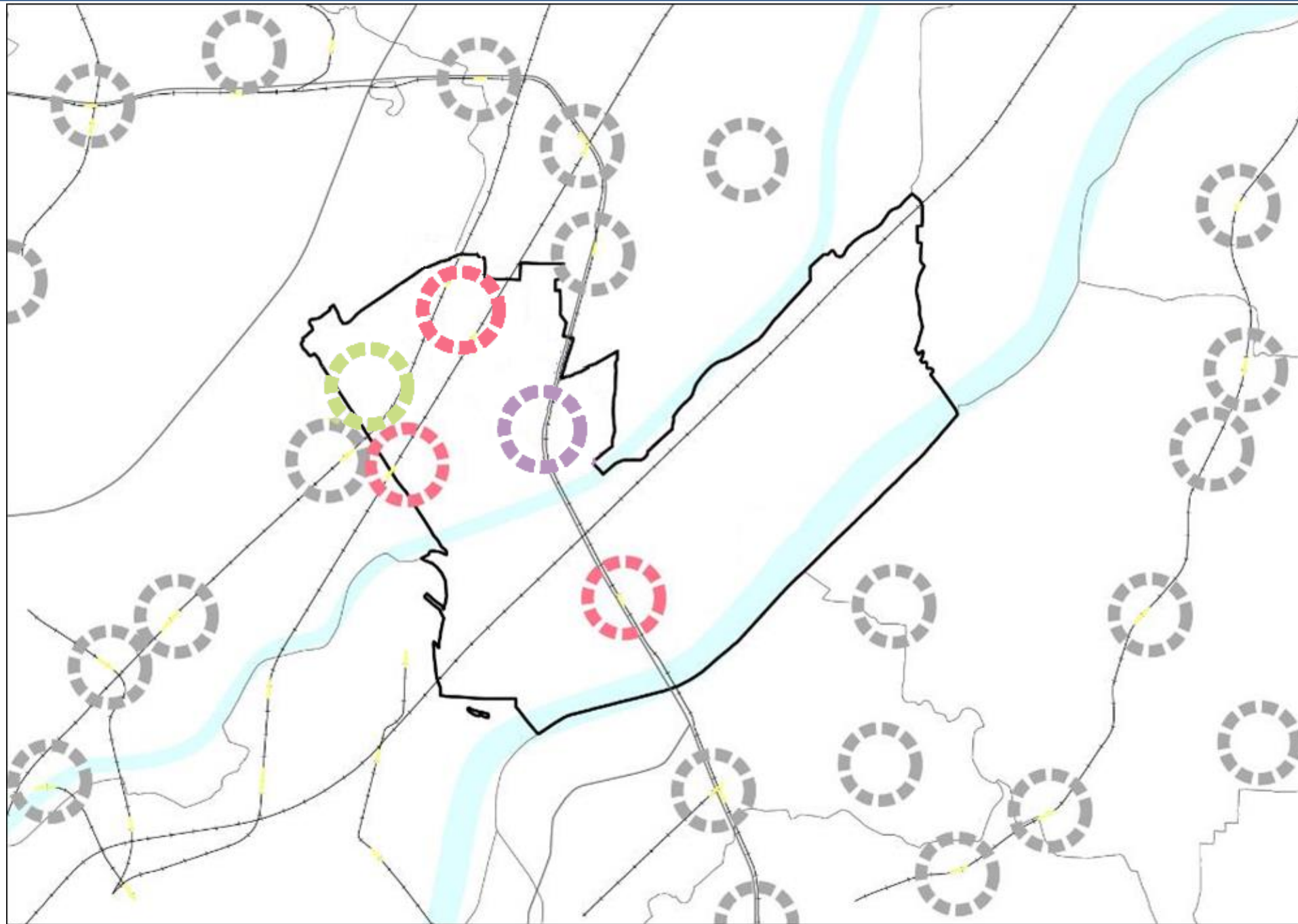
他市においても浸水想定区域内であっても被害低減のための治水対策を進めたうえで、居住誘導を図っております。



# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【② 周辺市の都市マスについて：拠点の設定】

○ 各市のほとんどが鉄軌道駅周辺を拠点に設定されています。



※ 東淀川区は設定なし

# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【③ その他の意見について】

・産業について、市内に留まるようにしていくことについては都市計画マスタープランの中でどう示していくか。

・職住近接型の強みを活かす

「工業地区」「住工複合地区」を土地利用方針に位置付けるよう考えております。

具体的な取組は産業振興アクションプランに基づき所管課において実施することとなります。

・安威川以南の建物の防災 3階の建築で居住部分を2階以上にするなどの建築指導を行うなど

全体構想「都市防災」の方針において「高台まちづくりの推進」を方針として示し、推進する上での一例として考えていきます。

・子育て世代が市内に長く住み続けられるようにどういう方針にするか

全体構想「まちづくり」の方針の「市街地整備の視点」における「既成市街地整備」のなかで「地区の特性を活かした快適なまちなみ形成を図ります」といったことを方針とします。

・時代を鑑みた施設へのアクセス・カバー率の考え方

商業施設の利用につきましても考え方に変化が生じていますが、医療施設や介護施設などの施設は性質上アクセス・カバー率を考慮する必要があります。これらは立地適正化計画の誘導施設の設定のなかで検討してまいります。

# 1. 前回都市計画審議会での意見について

## 【③ その他の意見について】

### ・真砂地域の賑わいを参考にできないか

真砂地区は鉄軌道駅とは離れた場所ですが、茨木市の都市計画マスタープランにおいて拠点の一つとして位置づけられて整備されています。今後、同地区のまちづくりの取組を研究し「計画の実現にむけて」のなかで検討してまいります。

### ・ICTの活用

### ・まちづくりに住民参加の場を

### ・家賃が安く、市民活動の拠点を作りやすいのが強みとなるのでは。

具体的な取組に関する内容なので、「計画の実現に向けて」のなかで検討してまいります。

# ＜本日の報告内容＞

都市計画マスタープランの構成・改定スケジュールについて

## 1. 前回都市計画審議会での意見について

- ① まちづくりの目標・将来都市構造への意見について
- ② 周辺市の都市マスについて
- ③ その他の意見について

## 2. 全体構想について

- ① 全体構想の考え方
- ② 都市防災
- ③ まちづくり
- ④ 公共交通

## 2. 全体構想について

### 【① 全体構想の考え方】

#### <基本理念>

住み続けたい元気なまち 摂津

#### <まちづくりの目標>

誰もが住みやすいと  
思える快適なまち

にぎわいと活力ある  
魅力あふれるまち

安全・安心を  
実感できるまち

#### <全体構想>

本市は想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市内の8割以上が浸水するという、非常に高い水害リスクが存在することから、これまで実施した都市整備の効果を持続させるとともに、将来の都市整備に対する投資効果を十分発揮させるため、都市防災に対する方針を掲げるとともに、あわせて市民の快適な暮らしやまちの賑わい、そして移動しやすい交通の実現を図ることを方針とする。

都市防災

まちづくり (市街地整備の視点)  
(都市施設の視点)

公共交通

※土地利用の方針は現行の方針を基本的に維持するものとして、今後作成する地域別構想の中で示してまいります。

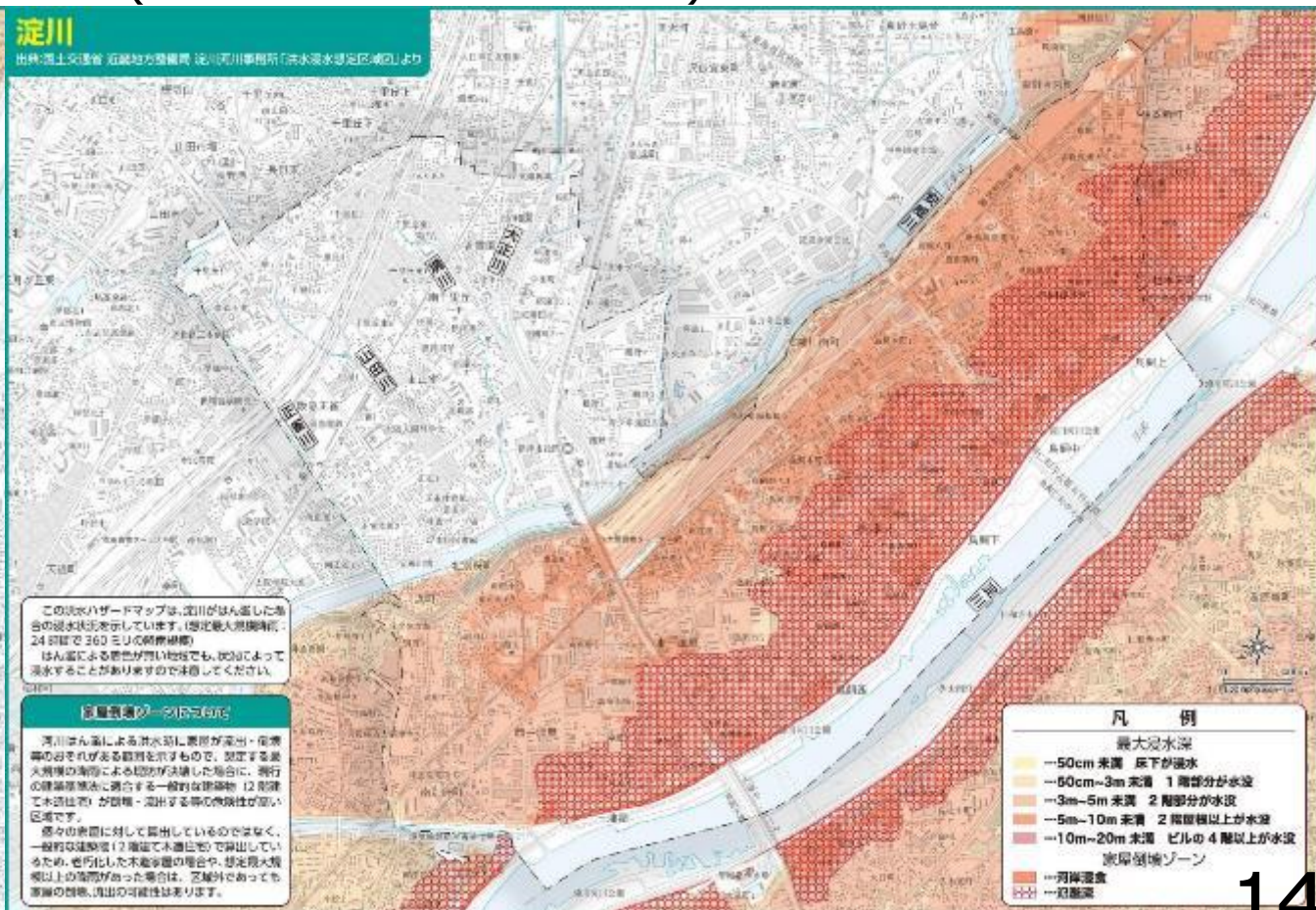
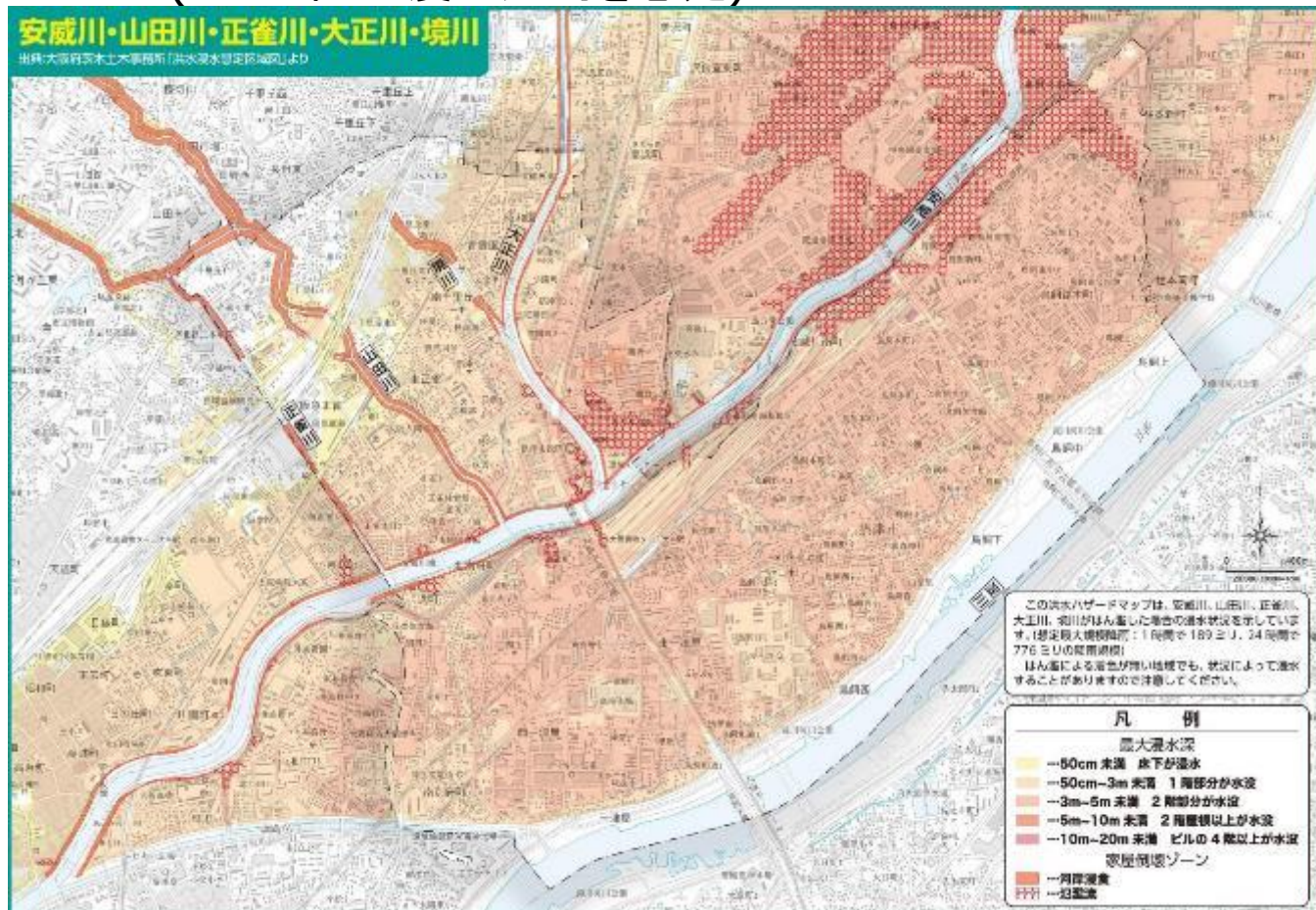
## 2. 全体構想について

### 【② 都市防災】

- ・浸水想定を踏まえたまちづくり「高台まちづくり」を推進します。
- ・一時避難地となる空間の確保や避難路となる道路の整備及び狭隘解消、既存施設の強化・活用、上下水道等のライフラインの強化を図ります。
- ・公園・緑地は災害時に対応できる防災空間としての機能を高めます。
- ・鳥飼地区において水防活動や災害復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を促進します。
- ・浸水被害の軽減に向けて、排水施設の整備を推進し、維持・更新を行います。

■ 府管理河川洪水浸水想定区域図  
(1000年に1度の大雨を想定)

■ 国管理河川洪水浸水想定区域図  
(1000年に1度の大雨を想定)



## 2. 全体構想について

### 【③ まちづくり(市街地整備の視点)】

#### <都市拠点>

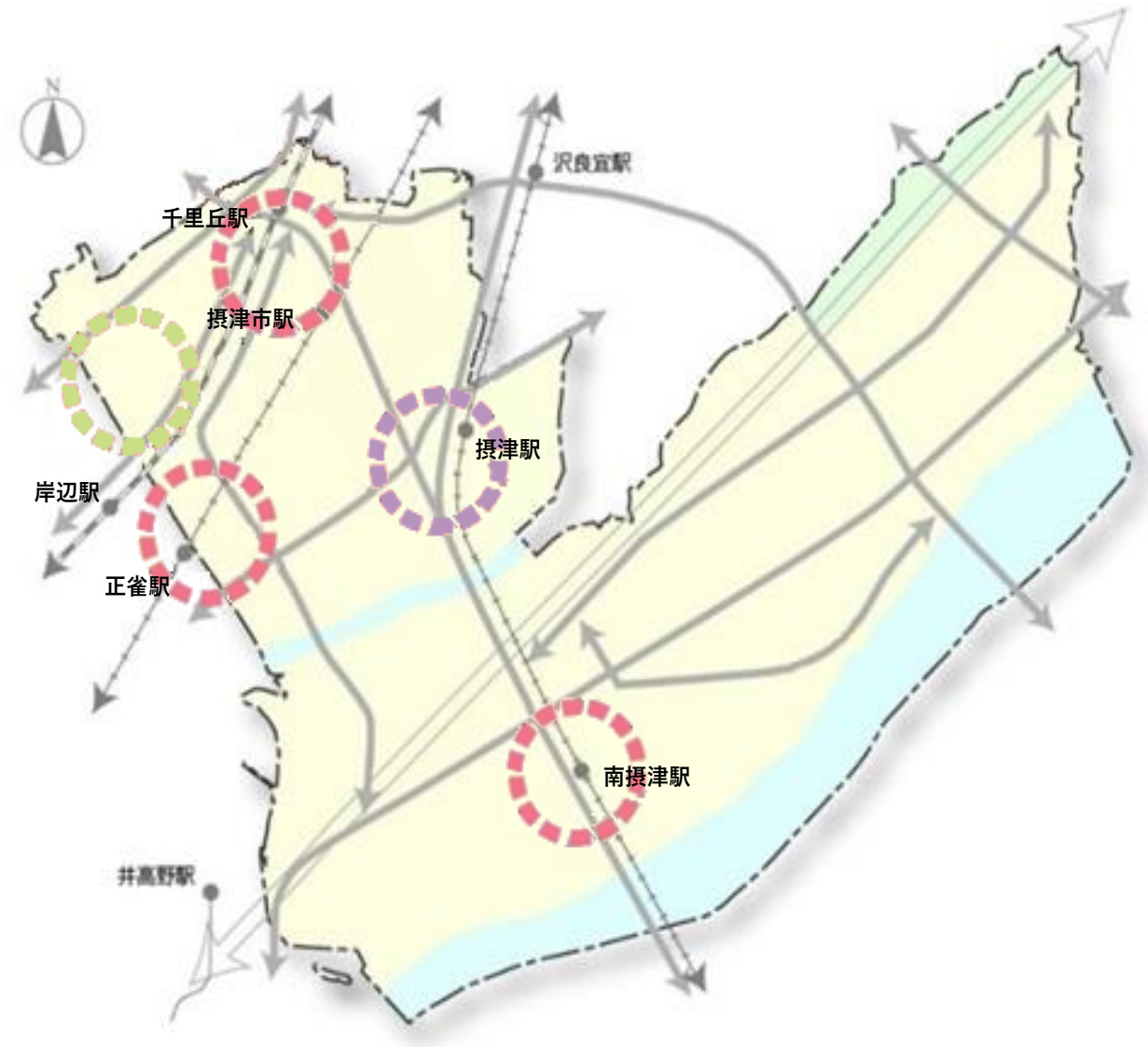
- ・交通結節機能の強化や新たな賑わいの創出に向けた整備の推進や、都市機能の集積による利便性向上を図ります。

#### <健康産業拠点>

- ・国立循環器病研究センター及び健都イノベーションパークを核とした健康と活力の増進につながる機能を誘導します。

#### <行政拠点>

- ・文化施設や行政施設等の公共施設を中心に、市民活動の拠点としての都市機能の維持・確保や利便性向上を図ります。



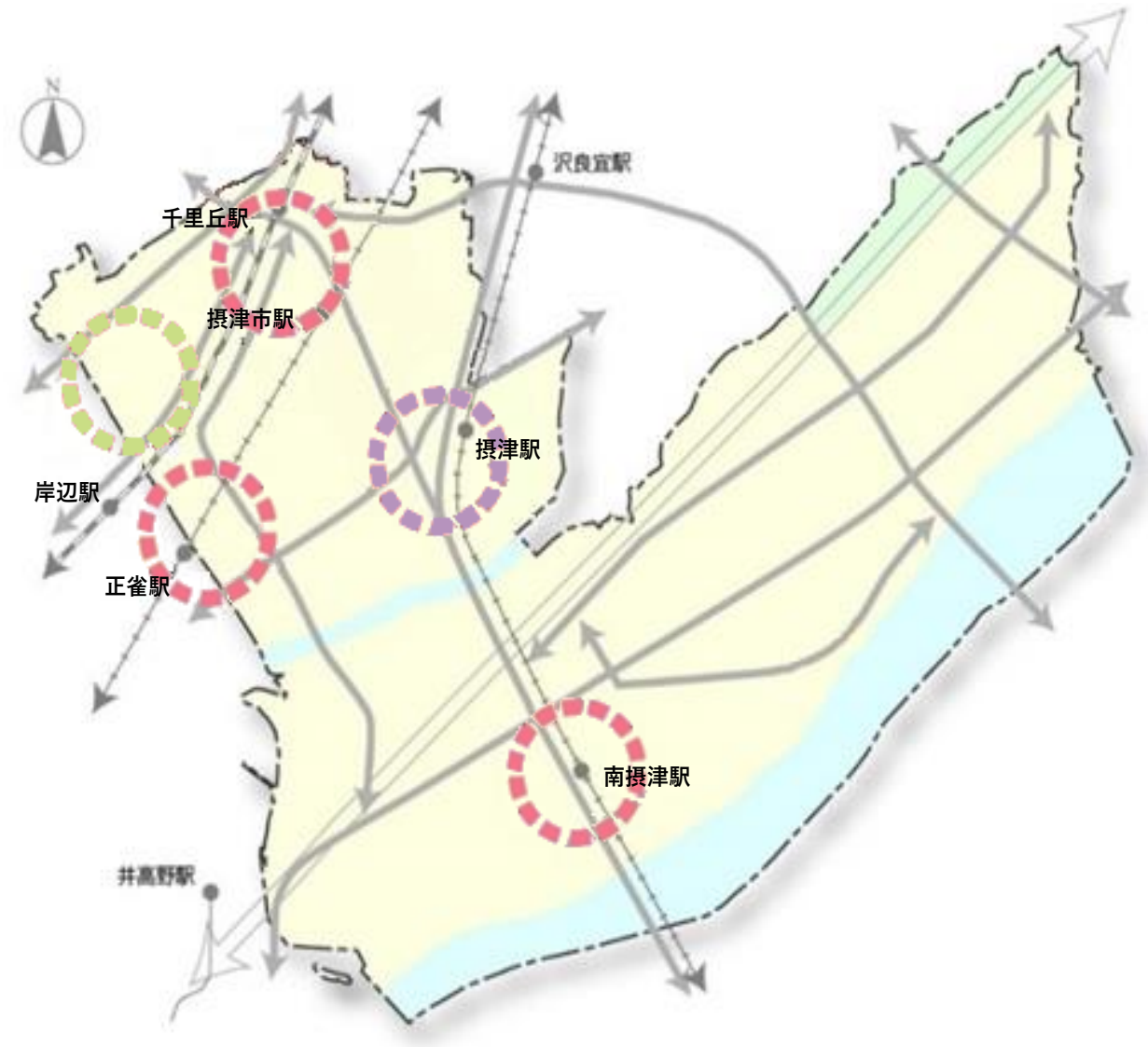
| 凡 例 |        |
|-----|--------|
|     | 市街地エリア |
|     | 農地エリア  |
|     | 河川エリア  |
|     | 都市拠点   |
|     | 健康産業拠点 |
|     | 行政拠点   |


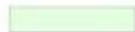




## 2. 全体構想について

### 【③ まちづくり(市街地整備の視点)】

#### ＜既成市街地整備＞

- 整備した都市施設の効果を継続して発揮させるため、適切な維持管理を行います。
- 周辺と調和のとれた景観形成や自然環境への配慮を行うなど、地区の特性を活かした快適なまちなみ形成を図ります。
- 建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、空家の発生予防や利活用を促すなど、安全・安心なくらしの実現を図ります。
- 市街化区域内の農地については、生産緑地制度を活用した保全を図ります。



| 凡例  |        |
|---|--------|
|  | 市街地エリア |
|  | 農地エリア  |
|  | 河川エリア  |
|  | 都市拠点   |
|  | 健康産業拠点 |
|  | 行政拠点   |





## 2. 全体構想について

### 【③ まちづくり(都市施設の視点)】

#### <公園・緑地整備>

- ・公園の魅力向上に取り組むとともに、水辺環境を活かした良好な空間形成を促進します。
- ・誰もが安全に安心して利用できるよう公園・緑地の維持・保全を行います。

#### <下水道・水路整備>

- ・下水道人口普及率の向上をめざし、下水道の整備を推進します。
- ・安定的な内水排除に向け、老朽化対策、耐震化を推進します。

#### <その他施設整備>

- ・踏切事故や交通渋滞を解消するとともに市街地の一体化を図るため、阪急京都線連続立体交差事業を推進します。
- ・ごみ処理の広域化に伴う、今後の処理施設のあり方について検討します。



| 凡例    |                 |
|-------|-----------------|
| — (黒) | 都市計画道路：整備済      |
| — (赤) | 都市計画道路：未整備・概成済  |
| — (黒) | その他主要道路         |
| □ (緑) | 都市計画公園・緑地：整備済   |
| □ (黄) | 都市計画公園・緑地：一部未整備 |
| □ (黄) | その他公園・緑地        |
| □ (紫) | 下水道：予定処理区域外     |
| □ (黄) | 市街地エリア          |
| □ (緑) | 農地エリア           |
| □ (青) | 河川エリア           |



# (参考) 土地利用の方針

## <住宅地区>

- ・良好な住環境の形成・保全を図るとともに、日常に必要な生活利便施設の維持・確保を図ります。

## <商業地区>

- ・にぎわいの創出に向け、多様な都市機能の集積を図ります。

## <工業地区>

- ・活力の創出に向け、良好な操業環境の維持・増進を図ります。

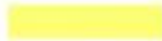



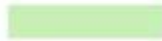


## <住工複合地区>

- ・住宅地と工業地のそれぞれの環境に配慮しつつ、共存に向けて調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

## <農業地区>

- ・農地の保全に向け、無秩序な土地利用を抑制します。



| 凡 例   |           |
|---|-----------|
|  | 住宅地区      |
|  | 商業地区      |
|  | 工業地区      |
|  | 住宅・工業複合地区 |
|  | 農業地区      |
|  | 河川        |
|  | 鉄道施設      |